

# 広報 たかはた

2019  
令和元年

11

NO.1021

非常時には、  
私達が  
避難情報をお伝えします！



## Topic

- 02 台風 19 号 町内に爪あと残す
- 06 平成 30 年度一般会計決算
- 14 住民票とマイナンバーカードに  
旧姓（旧氏）が併記できません！
- 30 PEP TALK 講演会

【高畠町ホームページ】<https://www.town.takahata.yamagata.jp>  
【高畠町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>

### 人口と世帯数

10月1日現在

人口	23,232 人
男	11,366 人
女	11,866 人
世帯数	7,670 世帯



# 台風19号 町内に爪あと残す

台風19号の影響で10月12日の昼頃から10月13日の未明まで町内で記録的な雨が降り、24時間最大雨量は山形気象台高島観測所で240.5mmを記録しました。

町では、災害対策本部を設置し、土石流警戒区域・急傾斜警戒区域の住民に、避難勧告を発令、その後屋代川・砂川・最上川周辺住民に、避難勧告を発令しました。

降りしきる雨の中、水防団が出動し、住民の避難誘導、土のう設置、排水作業にあたった他、水位が下がってからは、流入土砂撤去や、被災した家屋の片付けなど懸命な作業が行われました。町内の被害は甚大なものとなりました。被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

▲写真／和田川（中瀬地区）  
越水の様子

## ○町内の被害状況（10月20日現在）

人的被害	なし
住家被害	全壊、半壊、一部損壊 なし 床上浸水：35棟、床下浸水：49棟
電力被害	なし
上下水道施設	平常通り
道路関係	町道損壊等：20路線、冠水：町内各所 未舗装道路洗掘：15路線
河川関係	越水・内水氾濫：4河川（計5か所） 護岸損壊等：16河川（計26か所）
孤立集落	なし
農作物（冠水、倒伏、土砂流入など）	水稻：227a、畑作：780a、果樹：90a
農地および農業用施設	田：42か所、畑：2か所、ため池：1か所 頭首工：8か所、水路：20か所、揚水機：8か所 農業用道路：4か所
林道	7路線 被害延長合計 2,250m

※宮城県側で国道113号・399号通行止めあり。ご注意ください。

詳細と最新情報は、宮城県ホームページをご覧ください。

## 災害情報の入手に・・・

防災行政無線テレホンダイヤル

# 0238-52-5101

防災行政無線は、大規模災害時の警報や、避難情報などをお知らせするものです。放送を聞き逃した場合などに放送内容を、放送後24時間まで、このテレホンダイヤルで確認することができます。ぜひご利用ください。



▲奈良坂川の護岸損壊



▲水稻冠水（竹森地内）



▲農業用道路被害（金原地内）

## り災証明書の発行

このたびの台風により家屋等に被害があった方で「り災証明書」が必要な方の交付申請を受け付けています。証明書の交付を希望する方は、事前に町税務課へお問い合わせください。

▶問合せ先／町税務課 ☎(52) 2 0 7 8

## 電気料等の特別措置

東北電力(株)で行う「電気料等への特別措置」に高島町も該当しています。下記のような措置が受けられますので、詳しくはお問い合わせください。

1. 電気料金の支払い期日延伸
2. 不使用月の電気料金免除 など。

詳しくはお問い合わせください。

▶問合せ先／東北電力お客様センター ☎0120(175)466

## ご協力ありがとうございます

高島青年会議所／ボランティア作業  
 (株)丸定／高圧洗浄機寄贈  
 高島赤十字奉仕団／炊き出し協力  
 山形電子(株)高島工場／避難所としての開設協力  
 金子建設(株)／土のう用土砂提供

### ○水防団出動状況

出動団員数：延べ690人（11日～13日）

出動件数：42件

### ○避難状況

避難所	避難者数(人)
総合交流プラザ	145
二井宿地区公民館	27
屋代地区公民館	53
亀岡地区公民館	87
和田地区公民館	112
糠野目生涯学習館	214
中央公民館	8
亀岡小学校	23
和田小学校	3
高島中学校	308
山形電子高島工場	12
合計	992

しめやかに

高島町功績者故高梨吉正氏合同葬行われる



心不全により9月23日(月)、92歳で亡くなられた高島町功績者元町長高梨吉正さんのご冥福をお祈りし、高島町・高梨家の合同葬が10月3日(木)町文化ホールでしめやかに執り行われました。

会場には高梨さんの功績をたたえ遺徳を偲んで、たくさんの参列者が最後のお別れをしました。

高梨さんは昭和21年二井宿村に奉職されてから、町村合併を経て高島町職員として36年間、昭和57年から助役として3期12年間、そして、平成6年に町長に就任し2期8年間と、行政各般にわたって56年間、その豊かな経験と卓越した見識を持って、高島町発展のために心血を注がれ重責を全うされました。

特に、町長在職中には、地方自治の本旨である最小の経費で最大の効果を追求し、効率的な行政運営をすべく行政改革・地方分権を推進する一方、平成8

年に公立高島病院の新築移転、平成9年には健康管理施設「げんき館」をオープンし保健医療施設の整備、平成10年には、まほろば古の里「歴史公園」を整備されました。また、まちづくりの指南書である第四次総合計画を策定し、文化と歴史を守り

自然と人との調和を基調とした農工商一体のまちづくりのために進められ、活力と安らぎのある「まほろばの里」の実現に向け、諸施策を展開し、高邁な政治信念のもと高島町の産業、文化、教育、福祉の向上に多大な貢献をされました。

長年にわたり高島町の発展と地方自治の発展に貢献されたご功績により、平成14年11月に高島町功績章を受章され、また、平成26年には地方自治功労の旭日双光章の栄に浴されました。

郷土高島町をこよなく愛され、高島町発展の基盤を築かれた高梨さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。



◀平成9年げんき館開館式にて



◀平成8年移転した公立高島病院の開院式にて

## 医療費のお知らせ

高島町国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者のみなさんには、「医療費のお知らせ」をお送りしています。このお知らせは、被保険者のみなさんへ医療機関等を受診した医療費の総額をお知らせすることによって、健康に関心をお持ちいただくとともに、医療費に対するコスト意識の向上や、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくためのものです。

### こんなことが分かります!!

それぞれの健康保険の加入者の誰が、いつ、どこ  
の医療機関でどれくらい受診したかが分かります。

お知らせの送付を希望しない方は  
ご連絡ください。

- 国民健康保険 ⇒  
町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7
- 後期高齢者医療保険 ⇒  
山形県後期高齢者医療広域連合  
☎ 0237(84)7100

### ここをチェック!!

#### 1. 医療費はどれくらい?

お知らせに記載されている金額は、医療機関の窓口で支払っていただいた自己負担分だけではなく、健康保険で負担した分を含めた総額(10割分)ですので、実際どれくらいの医療費がかかっているのかが分かります。

#### 2. 医療機関は何か所?

診療を受けた医療機関が一覧で分かるので、複数の医療機関をかけもち(重複受診)していないかなどを確認することが出来ます。受診状況などを確認し、自分の健康管理に役立てましょう。

### 後期高齢者医療被保険者のみなさん・ご家族のみなさんへ

～「医療費のお知らせ」の発行回数が変わります～

平成31年1月診療分から、「医療費のお知らせ」の発行回数が年1回となり、今年度は平成31年1月から令和元年10月診療分が発行されます。また、「医療費のお知らせ」は、確定申告等の医療費控除の資料としてお使いいただけますが、請求遅れ等や令和元年11月・12月診療分(来年度発行分に掲載予定)については、医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を記載し添付する必要があります。詳細については税務署または町税務課にお問い合わせください。

▶町税務課/☎(52) 4 4 7 7 ▶米沢税務署/☎(22) 6 3 2 0

▶問合せ先/町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

## 整骨院・接骨院の施術を受けられる方へ

▶問合せ先/町町民課医療給付係  
☎(52) 1 3 2 7

### 健康保険を使えるのは どんなとき?

- 骨折、脱臼、打撲およびねんざ(いわゆる肉離れを含む)の施術を受けた場合に保険の対象となります。なお、骨折・脱臼については、応急処置を除き、医師の同意が必要です。
- 骨・筋肉・関節の怪我や痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

#### 【主な負傷例】

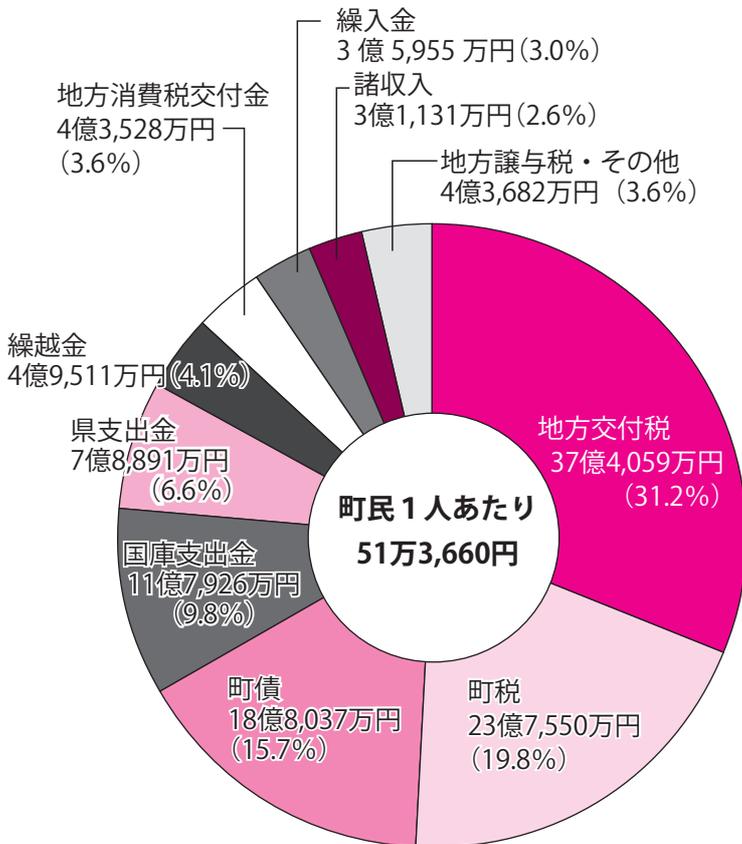
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき。

### 治療を受ける時の注意

- 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象となりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。
- 療養費は、本来患者が費用の全額を払った後、自ら保険者へ請求し支給を受ける「償還払い」が原則です。しかし柔道整復については、例外的な取り扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院、接骨院の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことで、施術を受けることが出来ます。
- 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要になります。

# 歳出総額は 413万円

## 一般会計の歳入状況 歳入総額120億270万円



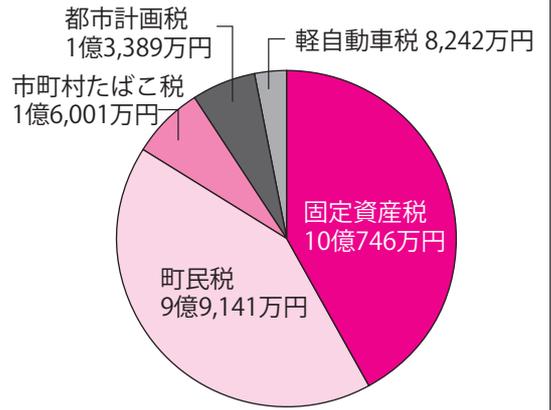
※平成 31 年 4 月 1 日人口 23,367 人

平成30年度の一般会計決算は、歳入が120億270万円（前年度比14・1%増）、歳出が115億5、413万円（前年度比15・2%増）となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億4、857万円、このうち翌年度に繰り越すべき財源2万円を差し引いた実質収支は4億4、855万円となりました。

平成30年度は、町立図書館整備事業や屋内遊戯場整備事業などの本工事の実施により、前年度に比べて決算規模が増加しました。

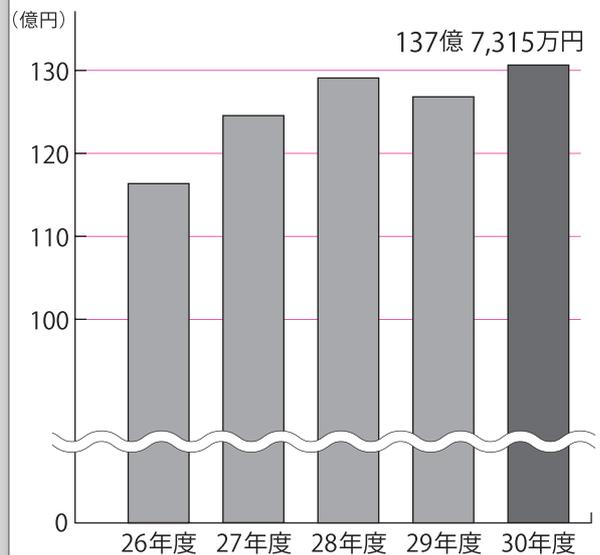
歳出額を町民一人当たりに使われたお金として計算すると49万4、464円となり、前年度より70、479円の増となっています。また、町民一人当たりの借入金残高は、58万9、427円で、昨年

### 町税の構成比



※そのほかに入湯税31万円があります。都市計画税と入湯税は目的税となっており、都市計画税は下水道事業や街路事業、過去の都市計画事業の起債の償還などに充てられています。また、入湯税は観光施設の広告などに充てられています。

### 地方債残高の推移



### ■なるほど財政用語（歳入編）

- 【地方交付税】標準的な行政運営のために国から交付されるお金
- 【町税】町民税や固定資産税など
- 【町債】道路や建物などを整備するための借入金
- 【国・県支出金】補助金など特定の目的のため国や県から支出されるお金
- 【繰越金】翌年度の財源として繰り越す決算上の剰余金
- 【地方消費税交付金】消費税8%のうち1.7%分が地方に配分されるもの。消費税増税分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に使用しなければならないため、町では介護保険事業や児童福祉事業などに使用しています。
- 【繰入金】町の貯金（基金）を下したお金など
- 【諸収入】融資制度元利収入、受託業務収入など
- 【地方譲与税】地方揮発油税および自動車重量税からの譲与金
- 【その他】使用料および手数料、分担金および負担金、利子割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、寄附金など

公 営 企 業 会 計			
会 計 名		収 入	支 出
水道事業	収益的	5億5,959万円	4億8,477万円
	資本的	575万円	7,663万円
病院事業	収益的	25億3,752万円	23億9,319万円
	資本的	4億3,387万円	5億6,443万円

特 別 会 計		
会 計 名	歳 入	歳 出
下 水 道 事 業	7億9,397万円	7億8,631万円
農業集落排水事業	7,624万円	7,342万円
特定地域生活排水処理事業	7,593万円	7,106万円
飲料水供給事業	313万円	274万円
国民健康保険事業	26億3,798万円	25億9,853万円
介護保険事業	26億262万円	25億3,092万円
後期高齢者医療事業	2億3,753万円	2億3,678万円
訪問看護事業	2,446万円	2,422万円
高 畠 財 産 区	146万円	142万円
二 井 宿 財 産 区	88万円	78万円
屋 代 財 産 区	105万円	102万円
和 田 財 産 区	368万円	355万円

### ■なるほど財政用語（歳出編）

- 【民生費】子どもや老人、障がい者など福祉全般に使うお金
- 【教育費】小中学校の管理、図書館、公民館活動、生涯学習の推進、スポーツ振興などに使うお金
- 【総務費】町財産の管理、企画、税務、住民登録、選挙、統計事務などに使うお金
- 【衛生費】保健衛生やごみ処理、病院・水道会計の運営補助に使うお金
- 【公債費】建設事業などで借り入れた借金の返済金
- 【土木費】道路や河川整備、町営住宅や公園の管理などに使うお金
- 【農林水産業費】農産物の生産振興や農地保全、山林振興などに使うお金
- 【消防費】消防署や消防団の運営、防災資材の整備などに使うお金
- 【商工費】商工業の振興、工業用水道、その他観光事業などに使うお金
- 【議会費】議員の報酬、行政調査、議会だよりなどに使うお金
- 【労働費】勤労者への貸付や保証などに使うお金
- 【災害復旧費】災害時にその復旧に使うお金

▶問合せ先／町企画財政課財政係

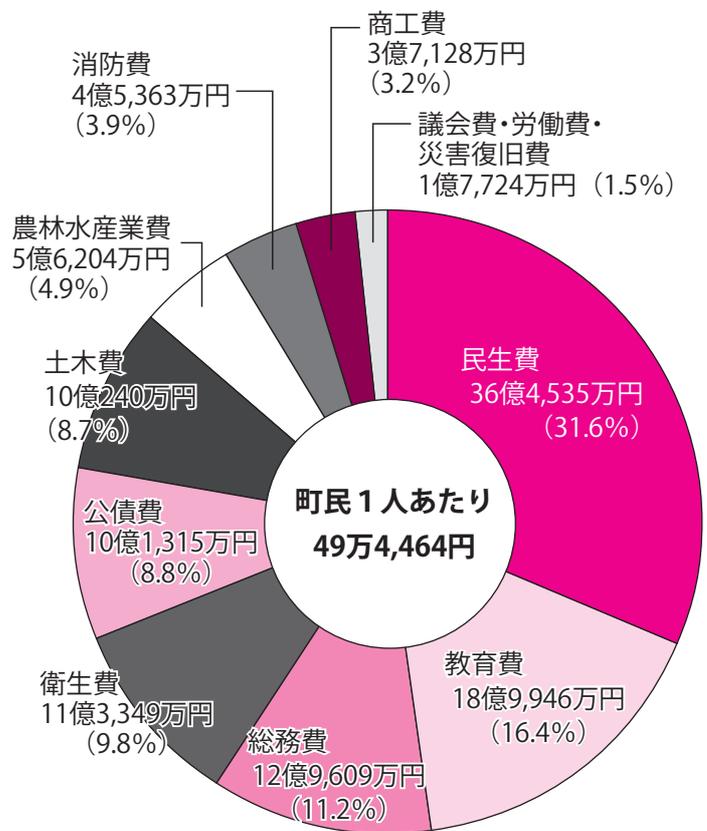
☎(52)1740

## 平成 30 年度一般会計決算

# 115億5,

### 一般会計の歳出状況

## 歳出総額115億5,413万円



度より47、635円増加しています。

平成30年度は、「たかはたらしい創造性あふれるまちづくり」、「誇り高い人間性を育むまちづくり」、「協働と共生を基本としたまちづくり」、「ゆるぎのない自立に向けたまちづくり」の4つの政策を展開し、ハード事業ではカーボン・マネジメント強化事業、本町縦3号線道路改良事業、兔坂橋外橋梁補修事業、町立図書館建設事業、屋内遊戯場整備事業、高畠中学校駐輪場増設事業等に取り組みました。

また、ソフト事業では、住民保健事業、たかはた福祉のまちづくり事業、町ホームページリニューアル事業、林地台帳整備事業等に取り組みました。

# 高島町の健全化判断比率および資金不足比率

▶問合せ先/町企画財政課財政係 ☎(52) 1 7 4 0

この比率は、町の財政状況を判断するための指標で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定しました。

## ■健全化判断比率とは？■

- ▶実質赤字比率・・・一般会計等<sup>※</sup>を対象とした実質赤字額の標準財政規模<sup>※</sup>に対する比率
- ▶連結実質赤字比率・・・全会計（財産区除く）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ▶実質公債費比率・・・一般会計等が負担する借入金償還金の標準財政規模に対する比率
- ▶将来負担比率・・・公営企業、出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

## ■高島町の平成30年度健全化判断比率■

(単位：%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
高島町	—	—	9.8	122.2
(早期健全化基準)	(14.21)	(19.21)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.0)	(30.0)	(35.0)	-

解説1…実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様、それぞれ黒字決算のため比率はありません。(健全段階)

解説2…実質公債費比率は、前年度の9.7%から0.1ポイント上昇しました。

解説3…将来負担比率は、前年度の116.0から6.2ポイント上昇しましたが、早期健全化基準内であるため健全段階といえます。



## 高島町の健全化判断比率は4指標とも健全段階です

- 早期健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定・・・自主的な財政健全化
- 財政再生基準を超えた場合は「財政再生計画」を策定・・・国等の関与による財政再生

## ■資金不足比率とは？■

- ▶資金不足比率・・・公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（営業収益・医業収益等）に対する比率

### 【高島町公営企業の平成30年度資金不足比率】 (単位：%)

公営企業会計等の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	20.0



解説…今年度は対象事業全てが黒字決算のため比率はありません。(健全段階)

### 【用語解説】

- 一般会計等<sup>※</sup>…普通会計として毎年総務省に財政状況を報告している会計で、当町の場合一般会計と飲料水供給事業会計を合わせたもの。
- 標準財政規模<sup>※</sup>…地方公共団体の標準的な行政運営に必要な一般財源の規模。標準税収入、普通交付税、地方譲与税等の合計で、H30標準財政規模は6,552,264千円。

# 固定資産税 償却資産

▶問合せ先／町税務課資産税係 ☎(52)2078

固定資産税とは、毎年1月1日に、固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している人に課される税のことです。これらの税額は固定資産ごとに定められた課税標準額に税率(1.4%)を乗じて決定します。その中でも、償却資産の申告については「わかりにくい!」と、ご指摘をいただくことが多いことから、償却資産の課税のあらましについてこれから3回に分けて紹介いたします。

## 〔償却資産のあらまし〕

### ○償却資産とは？

土地や家屋以外の**事業の用に供する**<sup>\*1</sup>ことができる機械・器具・車両・運搬具・備品などを言います。なお、自動車税・軽自動車税の対象となるものは含まれません。

※1「事業を行ううえで、使用する」という意味です。遊休・未稼働のものも含まれますが、いわゆる貯蔵品のような棚卸資産は償却資産には含まれません。また、ここで言う事業は必ずしも営利または利益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要とはしません。

### ○償却資産の種類は？

固定資産税における償却資産は次の6種類に分類されます。

1 構築物	門、塀、広告塔、建築設備など	4 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
2 機械および装置	機械類、ボイラー、製造装置など	5 車両および運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車など
3 船舶	ボート、釣船、貸船など	6 工具、器具および備品	机、椅子、パソコン、除雪機など

■具体的には次のようなものがあげられます。

- ・個人や会社で工場や商店、事務所、農業等を営んでいる場合の機械類、事務機器など
- ・不動産賃貸業(駐車場やアパート等の貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装消雪設備、門、塀など
- ・飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスターなど

※償却資産の分類を間違えやすいもの【例：ビニールハウス】



▲基礎有り：構築物



▲基礎無し：工具、器具および備品

### ○税額の算出方法は？

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税} & \text{率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税} & \text{額} \\ \hline \end{array}$$

(1,000円未満切捨て) (1.4%) (100円未満切捨て)

### ○免税点は？

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

### ○課税標準額は？

賦課期日現在における全資産の評価額の合計額が、課税標準額となります。なお、課税標準額の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に、特例率を乗じて課税標準額を計算します。

今回は国税(法人税、所得税)における資産の取扱いと、固定資産税(償却資産)における資産の取扱いの違いについて説明します。

募 集

## 地域づくり・まちづくり活動を応援します！

☎ 町企画財政課企画調整係 ☎ (52) 1 1 1 2

**町**民団体等の創意工夫による特色あるまちづくり活動を支援する「輝き誇れるまちづくり支援事業」を実施します。地域を元気にするアイデアをもっている団体の応募をお待ちしております。応募のご相談、事業の詳細な内容については、企画財政課企画調整係へお問い合わせください。

**【補助対象団体】**

公益的な活動を行い、町内に活動の拠点を有する団体

**【対象事業】**

- ①地域住民の交流促進につながる事業
- ②地域協働活動の推進につながる事業
- ③都市との交流の推進につながる事業
- ④地域産業の振興につながる事業
- ⑤地域の伝統文化を活用した事業

**【補助金の額】**

一団体上限 20 万円

**【補助対象経費】**

報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等

**【留意事項】**

△下記費用は補助の対象になりません。

団体の事務所等の維持経費、経常的な活動経費、交際費、慶弔費、食糧費、備品購入費、工事費、不動産取得費および団体の構成員に対する人件費等

△過去に当事業を活用したことのある団体は応募できません。

△予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

お知らせ



## 冬は『ウォームビズ』で省エネを！

☎ 町生活環境課環境係 ☎ (52) 1 2 1 5

**ウ**ォームビズは暖房時の室温を 20℃で快適に過ごすための取り組みです。この冬は今までのライフスタイルを少しだけ見直して、「ウォームビズ」で地球温暖化対策の推進にご協力をお願いします。

**☞ 衣服を工夫しよう**

- ▶マフラー、レッグウォーマーなどを活用しよう。
- ▶機能性素材のものなど下着は素材を意識し、体幹をあたためよう。

**☞ 住まいを工夫しよう**

- ▶断熱シートや厚手のカーテン、二重サッシなどで窓から熱を逃がさない工夫をしよう。
- ▶扇風機を短時間だけつけて温かい空気を循環させよう。

**☞ 食べるものを工夫しよう**

- ▶冬が旬のもの、根菜類、しょうがなどで、からだを内側からあたためよう。
- ▶鍋を食べよう。みんなが一つの部屋に集まることで暖房や照明のエネルギー節約にも◎。

いろいろな工夫で暖かく省エネを！

お知らせ

## 進学や就職に必要なお金の心配ごと相談

☎ 町福祉こども課こども福祉係 ☎ (52) 2 8 6 4

**ど**のくらいお金が必要か、自分（保護者）はどのくらいのお金を準備できるのか、わからないことをお尋ねください。

奨学金の借入・減免・給付、県の福祉資金、一人暮らしのことなど、今後想定される、いろいろなことを知ることは、これからの生活の安心につながります。保護者のみなさんが、余裕をもってお子さんの進路への準備ができるようにお手伝いします。希望する場合は、事前に電話でお申し込みください。

- ▶期日／ 11 月 25 日(月)～ 29 日(金)
- ▶時間／ 10 時～ 15 時  
※ 1 人 1 時間程度（予約制）
- ▶場所／ 町福祉こども課
- ▶対象／ ひとり親家庭等
- ▶内容／ 進学・就職に伴う相談（資金繰りや優遇制度など）



## お知らせ

### 男性のためのこころの健康づくり講演会

町福祉こども課障がい者福祉係 ☎(52) 4 4 7 3

毎日元気に過ごすには、身体だけでなく“こころ”の健康もとても大切です。男性は女性に比べ問題にぶつかると自分一人でも何とかしようと考えがちです。知らず知らずのうちに「男らしさ」や「男だから」という考え方に縛られていませんか？

男性の“こころの健康”について学ぶ、男性のためのこころの健康づくり講演会を開催します。

- ▶日時／11月13日(水) 13時30分～15時
- ▶場所／町中央公民館 201 研修室
- ▶講師／公德会佐藤病院 院長 沼田 由紀夫 氏
- ▶申込先／町福祉こども課障がい者福祉係  
11月8日(金)まで電話でお申し込みください。

## お願い

農業・造園業・建設業などに携わる方へ

### ナンバープレートの取得はお済みですか？

町税務課住民税係 ☎(52) 4 4 7 7

乗用田植え機・トラクター・コンバイン・乗用草刈機等は小型特殊自動車（農耕作業用）として課税対象となります。公道を走行しない（敷地内、田畑のみでの使用）場合でもナンバープレートの取得が必要です。同様に、フォークリフトやホイールローダー等で小型のものも用途に関わらずナンバープレート取得が必要です。登録手続きがお済みでない場合は、町民課窓口にて手続きをお願いします。

また、車両を処分、または譲渡等した場合には、町民課窓口で必ず廃車手続きを行い、ナンバープレートを返納してください。以前使用していたナンバープレートを返納せずに別の車両に使用することはできません。紛失等により返納できない場合は、弁償金として100円納めていただきます。



▶手続き窓口／町町民課住民年金係

## お知らせ

要介護認定を受けている方へ

### 税の障害者控除が受けられます

町町民課介護保険係 ☎(52) 1 2 8 8

介護保険の要介護認定を受けている方で、一定の基準に該当する場合、税の障害者控除が受けられます。該当するかどうかは、その方によって異なりますので、町町民課介護保険係にお問い合わせください。

該当する場合、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行しますので、税の申告に間に合うよう早めに申請をお願いします。

## お知らせ

### 山交路線バス運行終了します

(米沢駅－高島町役場前)(米沢駅－糠野目※冬期間)

町企画財政課 ☎(52) 1 1 1 2  
山交バス 米沢営業所 ☎(22) 3 3 9 2

山交バスで運営する路線バスは、ご利用状況に鑑み、令和2年3月末日をもちまして運行を終了することになりました。運行終了区間は下記の通りです。  
<運行終了区間>

- ▶米沢駅－高島町役場（馬頭経由）
- ▶米沢駅－糠野目（窪田経由）※冬期間のみ

今後は、どなたでもご利用いただけるデマンドタクシーをご利用ください。

定期券の払戻し等は山交バスへお問い合わせください。

## お知らせ

### プレミアム商品券について

町町商工観光課 ☎(52) 2 0 1 9

#### ◎申請期間受付延長のお知らせ

交付申請の期間を **11月29日(金)**まで延長します。同封の町商工観光課宛返信用封筒は、11月1日(金)以降使用できませんのでご注意ください。

#### ◎商品券取扱店が増えました

追加の取扱店は下記の通りです。取扱店一覧は町HPをご覧ください。

No.	店舗の名称 (50音順)		
1	相田燃料店	4	大野屋
2	いからし内科クリニック	5	快適睡眠館スギモリ
3	旬永和軒	6	高橋デンキ店

募 集

# 第二期高畠町食育・地産地消推進計画の パブリックコメントを募集します

☎町農林振興課企画農政係 ☎(52) 2 0 8 6

高畠町は、肥沃な大地と豊かな自然環境に恵まれ、歴史と伝統のある農産物と食文化が根付いており、町民が主体的に食育や地産地消に取り組む活動が進められています。

このような取り組みを支援するとともに、食育・地産地消推進を効果的に図るため、町では「第二期高畠町食育・地産地消推進計画」を策定し、「食」にまつわるさまざまな取り組みを通じて、町民すべてが「食を通じたいきいきとした暮らし」を実現させることを目指しています。

策定にあたっては、策定作業の基本を「住民参加」と捉え、町民の中から策定委員を委嘱し、議論を重ねてきました。また、町民を対象としたアンケート調査により、町における「食」を取り巻く実態の把握を行いました。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、計画にみなさんの声を反映させるため、意見を募集します。

今後、みなさんから寄せられた意見を踏まえ、策定委員会でさらに検討を進めていきたいと思っております。

計画の素案は次の所で閲覧できます。ぜひ、あなたの意見をお聞かせください。

▶閲覧場所／

町 HP、町農林振興課窓口※、げんき館※  
もつくる、町中央公民館※、町総合交流プラザ  
各地区公民館、糠野目生涯学習館、町立図書館

▶意見の提出／

閲覧場所に備えてある用紙に、意見・住所・氏名・年齢を記入して、郵送、FAX、Eメールでお寄せください。

※印の場所ではその場で提出可能です。

▶提出締切／11月15日(金)

▶提出先／

〒992-0351 高畠町大字高畠 436 番地  
町農林振興課企画農政係

☎(52) 2 0 8 6 FAX(52) 1 5 4 3

Eメール／nourin@town.takahata.yamagata.jp

お知らせ

## なくそう！児童虐待 11月は児童虐待防止推進月間です

☎町福祉こども課こども福祉係 ☎(52) 2 8 6 4

親から暴力を受けた。親に傷つくことを言われた。食事の用意や身の回りの世話をしてもらえない。こうした児童虐待により、辛い思いをしたり、けがをしたり、命を落とす子どもがいます。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。一人ひとりがこの問題を知り、地域の親子の様子に気を配ることで、児童虐待を防ぐことができます。

気づいたら、迷わず右記の相談窓口へ相談・通告してください。子どもの身の安全確保など必要な対応を行います。通告は匿名でもかまいません。通告した方の秘密は守られますので、安心してご連絡ください。児童虐待（疑いを含む）の通告は、児童福祉法により町のみなさんに義務付けられています。

●虐待相談窓口●

- ①児童相談所全国共通ダイヤル いちほやく 189  
(お住まいの地域の児童相談所につながります)
- ②山形県中央児童相談所 ☎023(627)1195  
※①②は24時間対応
- ③町福祉こども課 ☎(52) 2 8 6 4  
町休日夜間連絡 ☎(52) 1 1 1 1

子育てにおいてしつけと称して叩いたり、怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。児童虐待防止等に関する法律が改正され、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されます。(令和2年4月1日より) また、町は児童相談所や警察等との連携を強化した児童虐待対応を行います。※児童福祉法等の一部改正に基づく

人は家庭のつながり、地域のつながりがあるから  
安心して暮らしていける。やっぱり家族っていいね。

11月17日(日)は家族の日

11月10日(日)～24日(日)は家族の週間

## お知らせ

### 11月9日(土)～11月15日(金)は 秋季火災予防運動週間です

☎高島消防署予防係

☎(52) 1 5 0 5

2019 年度全国統一防火標語  
『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

これから季節は、空気が乾燥し火災が起きやすい時季を迎えます。火の取扱いには、十分注意しましょう。

**ごみ焼は法律で禁止されておりますので絶対に行わないようにしてください。**

剪定枝などの焼却を行う場合は、消防署への届け出を提出するようにしてください。

また、住宅火災から命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅を火災から守るために以下のポイントに注意しましょう。

#### 【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

##### ☆3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### ☆4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## お知らせ

### 11月1日(金)～11月10日(日)は 高齢者の交通事故防止 推進強化旬間です

☎町生活環境課生活安全係

☎(52) 4 4 7 1

日が没が早まるこれからの時期は、夕暮れ時から夜間にかけて、特に高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されます。

◇夕暮れ時からの外出は、運転者から目立つ明るい色の衣服を着用し、ピカピカ光る夜光反射材を身につけましょう。

◇道路横断時および交差点では、安全確認を行いましょう。

◇薄暗くなり始めたと感じたら早めにライトを点灯し、夜間はライトをこまめに切り替えてハイビームを活用しましょう。

#### 平成31年1月から9月末までの交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	43(-25)	0(-1)	68(-27)
南陽市	85(-15)	1(+1)	105(-20)

※増減は前年同時期との比較です

## お知らせ

### 11月は子供・若者育成支援強調月間 ～輝く未来 育て支えて 見守って～

☎町社会教育課社会教育係

☎(52) 4 4 8 7

子ども・若者育成支援に対する理解を深め、より一層の充実と定着を図るために、全国で各種事業が実施されます。町でも2つの県民運動「いじめ・非行をなくそう」・「大人が変われば子どもも変わる」を推進し、広報啓発キャンペーンを実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。



#### ■地域でできる育成支援

1. 子どもを家庭・地域で育てよう
2. 大人が子どもの見本となろう
3. 子どもの安全を地域全体で見守ろう

#### ■町内の広報啓発キャンペーン日程

- ・11月3日(祝) 町文化ホール
- ・11月24日(日) 町内各所

2019年11月5日(火)からスタート!

# 住民票とマイナンバーカードに

きゅう うじ

# 旧姓(旧氏)が併記できます!

**住民票にも旧姓(旧氏)欄が!**

ここに旧姓! 入ります!

カードをお持ちの方は追記欄に旧姓が追記されます(記載例)

ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

個人番号カード

氏名 番号 太郎

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地

性別 男

平成 年 月 日

旧氏 □□ 令和元年11月5日

氏名 番号 [○○] 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地

平成元年 3月31日生

性別 女

電子証明書の有効期限

電子証明書が停止したかお忘れは×

日 日 署名

※様式例

## 旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が  
旧姓のまま引き続き使えます!

就職・転職時など、仕事の場面でも  
旧姓で本人確認ができます。

## 印鑑登録証明書にも旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票に旧姓(旧氏)の申請をされた方は、記載されている旧姓(旧氏)の印鑑で登録することも可能になります。

《注意》

- 登録できる印鑑は、1つだけです。
- 印鑑登録のみに旧姓(旧氏)を使用することはできません。

# 旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの？

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

## 旧姓併記のための請求手続きは2段階！

### STEP 1

旧姓が記載された  
戸籍謄本等を用意しましょう

#### 入手方法は3種類!

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)



(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。  
発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している市区町村のみです。  
詳しくは「コンビニ交付」のHP  
(<https://www.lg-waps.go.jp>)をご確認ください。



用意ができれば  
提出しよう!



### STEP 2

用意した戸籍謄本等と一緒に  
マイナンバーカード(通知カード)を  
持って、現在お住まいの  
市区町村へ行こう!



### ? 旧氏とは?

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。



旧姓は1人に1つだけ  
つけられるよ!

### 旧姓併記についての Q&A

**Q** マイナンバーカードを持っていないくても旧姓を併記する手続きはできますか。

**A** マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するか、マイナンバーカードを新規に作るすることができます。  
なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

**Q** 旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

**A** 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)。  
なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

**Q** 結婚して氏が変わったのですが、既に住民票等に併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。

**A** 既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。

**Q** 旧姓を削除することはできますか。

**A** 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。  
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変わったときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



**Q** 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

**A** 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の一方のみを表示することはできません。



旧姓を併記するときは  
現在の氏と旧姓の両方  
が必ず表示されるよ!

**Q** 旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

**A** 旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。

